

東京女子医科大学（以下「本学」という）は、世の人々の健康に貢献することを目的として、秀でた人材を輩出するとともに、優れた研究成果と先進的医療をたゆまず社会へ提供し、医学及び医療技術の進展に努めてきた。医学における研究の成果は、臨床現場のみならず、広く社会全般に活かされ、人々の治療や健康維持に貢献することが重要である。このため、本学は自ら知的財産を生み出すとともに、その成果の活用を推進することが求められる。

このような観点から、本学の高度な研究と豊富な臨床例が集約されている強みを活かした研究を推進するとともに、その成果である特許等の産業財産権のみならず、高度な技術、ノウハウ、それらを具現化した機器装置や、病理標本・生検試料データ等々の成果有体物を含めた広義の財産を知的財産として捉え、大学としてその保護と活用を図り、将来の医療のみならず、広く社会全般に活かすとともに本学の発展に繋げるために、以下に基本方針を定める。

1. 本指針の対象者

以下の者を本基本方針の対象者とする（以下「教職員・学生等」という）。なお、以下の者で、異動・退職等により本学及び該当研究を離れた場合にも本指針は適用される。

- ① 本学の役員、教職員（非常勤を含む）及びその他本学と雇用関係にある者
- ② 本学と直接雇用関係にない者で、本学での研究活動及び研究支援活動に携わる者

2. 知的財産の範囲

教職員・学生等が、本学の経費（若しくは公的資金）や、施設、設備その他の資源を用いて行った研究により創出した以下の知的財産を対象とする。

- ① 発明及び特許権、考案及び実用新案権（以下「発明等」という）
- ② 研究開発の成果としての有体物（*1）（以下「マテリアル」という）及び所有権
- ③ 著作物（*2）及び著作権
- ④ ノウハウ（*3）
- ⑤ 意匠及び意匠権、商標及び商標権
- ⑥ その他（*4）

3. 知的財産の帰属と承継

（1）帰属

教職員・学生等が、本学の経費（若しくは公的資金）や、施設、設備その他の資源を用いて行った研究により知的財産を創出した場合、原則として本学に帰属するものとする。ただし、本学が承継しないと決定した場合は、知的財産を創出した教職員・

学生等に帰属するものとする。

なお、学外機関との共同研究等の成果の場合には、その研究契約等の定めに従うものとする。また、本学と直接雇用関係にない者が前述の知的財産を創出した場合、本学と当該者との間で譲渡契約を締結したうえで、大学が承継することができるものとする。

(2) 承継の決定

本学への承継にあたっては、知的財産の特性を考慮して、その質と将来への活用の有用性等を評価し、更に共同研究機関等の有無や本学の知的財産に係る予算を勘案して、知的財産マネジメント委員会において迅速に決定する。また、大学が承継した知的財産を管理・活用する際にも、随時評価を行い、第三者への譲渡や創出した教職員・学生等への返還、または放棄することが適切と判断した場合には、その措置を講じるものとする。

4. 教職員・学生等の責務

(1) 知的財産の尊重と活用

教職員・学生等は、研究活動を通じて創出された自己および他者の知的財産の重要性を認識し、より良い形で社会へ還元できるよう、不断の努力を積み重ねるものとする。

(2) 知的財産創出の届出

教職員・学生等は、知的財産に該当する成果を創出したと思われる場合には、書面により本学に届け出なければならない。特に発明等に該当する知的財産の場合には、論文・学会での発表等の公開に先立ち速やかに届け出るものとする。

(3) 知的財産の管理・活用への協力

大学が承継した知的財産を管理・活用するうえで、その創出に係わった教職員・学生等は、これに協力しなければならない。

(4) 秘密保持

教職員・学生等は、知的財産に関してその内容及び関連する事項について必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。当該義務は、退職・異動、卒業などで、本学の所属を失った後も適用する。また、公知となっていない知的財産に関する事項を公表しようとする場合には、当該知的財産の管理者およびその所属長から文書による承諾を得なければならない。ただし、外部機関と共同研究等の契約がある場合には、その契約内容が優先される。

(5) 退職・異動、卒業時の届出

教職員・学生等は、自己の創出した知的財産が大学に承継されている場合、連絡先や当該知的財産に関する扱い等について、必要な書類を提出するものとする。

5. 知的財産の管理と活用

(1) 基本的な考え方

発明等の知的財産については、大学が一括して管理する体制を構築し、権利化から活用までを多角的・総合的に判断して推進する。

著作物は企画部署が、ノウハウやマテリアルについては原則、創出者がその所属部署の責任のもとで学内規程やガイドライン等に従って、保管・管理するものとする。

(2) 権利化の手続きが必要な知的財産

発明等が実際に特許権として登録されるまでに相当の期間を要する。その間、技術動向、費用対効果や早期事業化等を考慮し、特許出願を継続するかどうかについて、また、特許権の登録後は特許権を維持するかどうかについて判断し、適切な対応を行うものとする。

(3) 企業等との共同研究または受託研究による知的財産

研究成果の実用化を目指して産学官連携活動を推進することにより、企業等との研究成果が多数創出されることが予測される。これらについては、研究契約を締結する際に、成果の取扱いについて定め、成果の権利化等については別途協議して決定する。当該成果について、社会での活用を第一義と考え、遅滞なく社会に還元する使命があることを双方確認し、第三者への実施許諾を含めて管理・活用に努める。

(4) マテリアルの取扱い

マテリアルは、多種多様なものが膨大に存在するため、その性質や財産的価値に応じて、合理的に管理することが必要である。そのため、ガイドライン等を制定し、それに従って管理するものとする。

(5) 創出者への実績補償

大学が所有する知的財産の活用によって大学が収入を得た場合、本学における研究者の研究活動を促進するため、教職員・学生等とその所属部署及び大学に適切に還元するものとする。

6. 実施体制

本学の知的財産に関する事項は、知的財産マネジメント委員会が決定し、その事務局を研究推進センター研究管理課知財管理・産学連携・利益相反管理室が担当する。

(*1) 本学の教育・研究・診療などの活動を通じて創出又は取得されたものであって、かつ学術・財産的価値のあるもの

※マテリアルについては、ガイドラインを参照。

(*2) 法人著作（法人が創作を発意し、職務上創作され、法人名義で公開されるもの。例：大学案内、入試問題等）及び職務上開発したコンピュータプログラムやデータベースが該当する（研究者個人の論文、講演その他の著作物等は対象外）。

(*3) 秘匿することが可能でかつ財産的価値があり公然とは知られていない技術情報

(*4) 半導体集積回路及び回路配置利用権、植物新品種及び育成者権等